

ひとり親家庭等の方の就職に有利な資格取得を応援します！

自立支援教育訓練給付金事業のしおり

郡山市では、ひとり親家庭等のお母さん・お父さんが、適職に就くために必要な技能や資格を取得するために、あらかじめ指定された教育訓練講座を受講し、修了した場合にその経費の一部を支給しています。

ご希望の方は、必ず講座申込前にご相談ください。

1 対象となる講座

- ① 雇用保険制度の一般教育訓練に係る教育訓練給付金の指定教育訓練講座及びこれに準じ市長が適当と認める講座
- ② 雇用保険制度の特定一般教育訓練に係る教育訓練給付金の指定教育訓練講座及びこれに準じ市長が適当と認める講座（専門資格の取得を目的とする講座に限る。）
- ③ 雇用保険制度の専門実践教育訓練に係る教育訓練給付金の指定教育訓練講座及びこれに準じ市長が適当と認める講座（専門資格の取得を目的とする講座に限る。）

※ インターネットで『教育訓練給付制度』と検索すると、厚生労働省のウェブサイトで制度の概要、対象講座について確認することが出来ます。

2 対象者

市内にお住まいの20歳未満の児童を扶養するひとり親家庭の父母で、次の条件すべてを満たす方

- ① 母子・父子自立支援プログラムの策定等の支援を受けている者
- ② 適職に就くために必要と認められること。
- ③ 今までに訓練給付金を受給していないこと。

※ 給付金の支給を受けるまで対象者の要件に該当する必要があります。

3 支給額

- ① 「1 対象となる講座」のうち、「①、②」の講座を受講する場合
→対象講座の受講料の60%相当額
(上限20万円、下限1万2千円)
- ② 「1 対象となる講座」のうち、「③」の講座を受講する場合
→対象講座の受講料の60%相当額
(ただし修学年数×40万円を超える場合は、修学年数×40万円が上限となり
160万円を超える場合の支給は160万円、下限1万2千円)
- ③ 「1 対象となる講座」のうち、「③」の講座を受講し修了してから1年以内に資格を取得し就職した場合
→対象講座の受講料の85%相当額
(ただし修学年数×60万円を超える場合は、修学年数×60万円が上限となり
240万円を超える場合の支給は240万円、下限1万2千円)

※ 1 雇用保険制度から教育訓練給付金の支給を受けることができる方は①・②・③の金額から雇用保険制度の教育訓練給付金の支給額を差し引いた額を支給します。
(下限1万2千円)

※ 2 受講料の対象は、「入学料」と「受講料」です。

■ 連絡先

〒963-8025

郡山市桑野一丁目2番3号

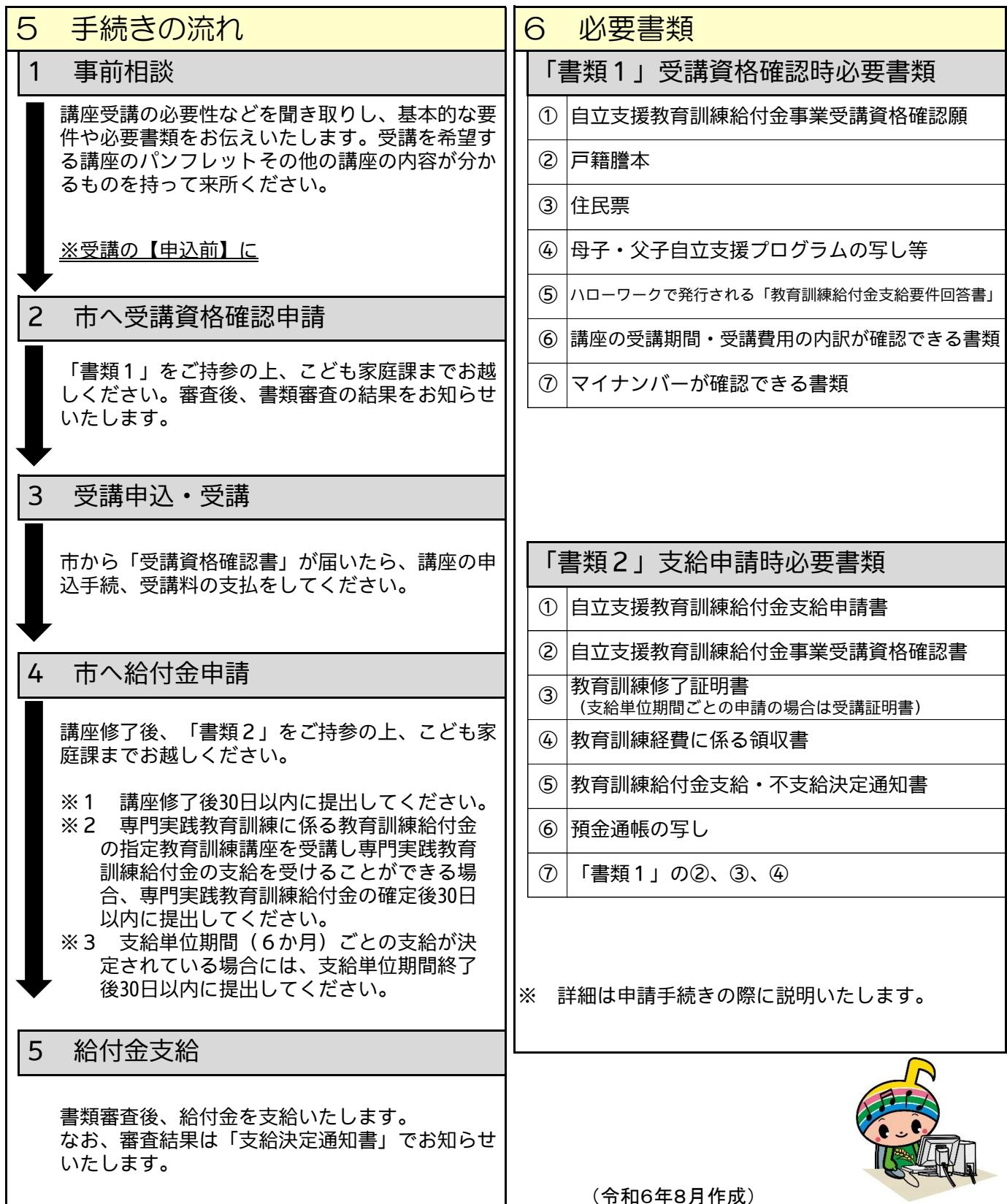
郡山市こども部こども家庭課
(ニコニコこども館3階)

電話 024-924-3341

FAX 024-933-6665

e-mail : kodomokatei@city.koriyama.lg.jp





(令和6年8月作成)

